

令和8年第10回教育委員会定例会
(5月26日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和8年5月26日（火）午後3時00分から午後4時11分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	岩永 章
委 員	浦井 祥子

○出席者

事務局次長 兼生涯学習推進担当部長	佐々木洋人
庶務課長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学務課長	仲田賢太郎
指導課長	増嶋 広曜
教育改革担当課長 兼教育支援館長	田中 繁広
生涯学習課長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中央図書館長	村上 訓子

○日 程

日程第1 議案審議

第38号議案 令和8年度台東区一般会計補正予算（第2回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第39号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第40号議案 東京都台東区小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第41号議案 東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第42号議案 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第43号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の

一部を改正する条例の意見聴取について

- 第４４号議案 東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則
- 第４５号議案 東京都台東区教育委員会における延長保育料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則
- 第４６号議案 東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 第４７号議案 駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第４８号議案 駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第４９号議案 駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第５０号議案 御徒町台東中学校仮校舎設置その他工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第５１号議案 御徒町台東中学校仮校舎設置その他空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第５２号議案 柏葉中学校プール及び蓋改修工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第５３号議案 台東小島ビル整備工事請負契約の締結についての意見聴取について
- 第５４号議案 金曾木小学校什器の買入れについての意見聴取について
- 第５５号議案 金曾木小学校厨房機器の買入れについての意見聴取について
- 第５６号議案 生涯学習センター什器の買入れについての意見聴取について

日程第２ 教育長報告

１ 協議事項

（１）中央図書館

ア 中央図書館池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出について

２ 報告事項

（１）庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

イ こども性暴力防止法（日本版ＤＢＳ）について

３ その他

午後3時00分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和8年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

ここで傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては順序を変更して、日程第1、議案審議、第44号議案及び第45号議案、日程第2、教育長報告の協議事項、中央図書館のア、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、その他の案件については、傍聴人退室後に非公開で聴取いたしたいと思います。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第44号議案

第45号議案

○佐藤教育長 それでは日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

はじめに、第44号議案を議題といたします。

なお、関連する第45号議案についても一括して議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、PDFで3ページでございます。第44号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。恐れ入ります議案に添付しております、5ページの新旧対照表をご覧ください。

幼稚園保育料の利用者負担の額は地方税を用いて決定をしておりますが、本件は地方税法が改正されたことに伴い、引用する地方税法の条項がずれるため、改正するものでございます。

新旧対照表の右側にあります現行の欄の第5条の4は、地方税法の改正によりまして4月1日から削除されました。そのため、その右にあります第5条の4の2が第5条の4に繰り上がります。そのため改正をお願いするものでございます。

また、本規則の付則といたしまして、施行日が公布の日からといたします。

第44号議案の説明は以上でございます。

続いて次のページ、第45号議案でございます。東京都台東区教育委員会における延長保

育料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。こちらにも恐れ入ります、8ページの新旧対照表をご覧ください。

本件も第44号議案と同様に引用する地方税法の条項を改めるため改正するものでございます。

説明は以上でございます。両案ともよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第44号議案及び第45号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 中央図書館 ア

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、中央図書館のアについて、中央図書館課長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、中央図書館の協議事項ア、中央図書館、池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番1、概要です。池波正太郎記念文庫が所蔵する資料を、貸出限度日数の90日を超えて貸出を行うため、東京都台東区中央図書館池波正太郎記念文庫資料取扱要綱第8条第3項の規定により、台東区教育委員会の承認を得て貸出します。

項番2、申請者は、上田市池波正太郎真田太平記館です。

項番3、対象資料は、自筆原稿（複製）35枚と自筆原画（複製）2点です。詳細は別紙をご覧ください。

項番4、貸出期間は令和8年6月11日から11月30日までです。

項番5、目的です。令和8年度夏季企画展、台東区池波正太郎記念文庫 姉妹館提携20周年記念「池波正太郎自筆原稿展」の展示などに使用するためです。

項番6、展示場所は記載のとおりです。

項番7、展示です。展示場所の環境設定には十分な注意を払い、個々の状態を考慮しながら慎重に展示し、急激な変化にさらさず、会期中の作品保全に万全を尽くすよう指導してまいります。

最後に項番8、貸出方法は、中央図書館職員立会の下、直接申請者に引渡しします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、中央図書館のアについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは区長への手紙等に係る教育委員会の対応についてご説明をいたします。資料2を御覧ください。

初めに、庶務課取扱分が1件。

小学生向けのキッズケータイ貸与についてです。他自治体では通学時等の安全を確保するため小学生にキッズケータイを貸し出しているが、台東区でも同じ取組の実施について検討してほしいというご意見でございました。

続きまして、指導課取扱分が1件。

小学校での補食についてです。現在、小学校の給食時間は20分程度と限られており、体の大きさや食事量の個人差により十分なエネルギー摂取が難しい場合があるので、区内小中学校において家庭から補食を持参するなど、補食制度導入を検討してほしいというご意見でした。

続きまして、中央図書館取扱分が3件。

1件目は図書館施設の工事期間重複についてでございます。中央図書館の改修工事により、代替として利用しているくらまえオレンジ図書館のエレベーターが6月から10月末まで使用できなくなるとの案内を受けて困惑をしている。オレンジ図書館は6階にあり、エレベーターが使用できない場合は高齢者や妊娠中の方、小さな子供連れの利用者にとっては実質的に利用が困難になる。工事の実施時期の見直しや利用が困難な方、区民に対して、臨時の受取拠点の設置や取り寄せなど、実効性のある代替措置を検討してほしい、というご意見でした。

中央図書館の2点目は、図書館の祝日開館についてでございます。他区では祝日に閉館している図書館はほとんど見受けられない。中央図書館も工事中で休日に行ける図書館がない。本好きな子供たちのために祝日も開館をしてほしいというご要望でした。

3件目は回答を要しないもので、図書館の改修についてでございます。現在行われてい

る図書館の改修はあまりにも進行が遅く子供たちなどに教育上の遅れが懸念されるというご意見でございました。

回答の対応につきましては資料に記載のとおりでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 1点目は、件名①です。キッズケータイというのは、他地区ではどの程度取り入れているのか。それから、金額的なものが分かったら教えてください。本区では以前から行き帰りをメールなどで知らせたり、防犯ブザーの貸与とか、いろんな面で安全面の確保はされているかなというふうには思いますけれども、教えてもらえたらと思います。

それから、2点目は、件名②です。実際に食べるのが20分程度ということですが、準備する時間に長くなり、食べる時間が少なくなっている状況なのか、それともおかわりがなくて自分が食べたい量が確保できないのか。そのあたりの状況が分かりましたら教えてください。

○庶務課長 1点目のほうでございます。こちらのキッズケータイの貸与ですが、現在、品川区や港区など、実際に何区かで使っている区がございます。特に品川区につきまして、昨年の12月で20年行っているようです。児童見守りシステム「まもるっち」という名前だそうです。

当初からキッズケータイだったわけではなさそうですけれども、見守りの仕組みとして品川区独自のものとして構築をして、今はキッズケータイを使って、その機能であります防犯ブザー、それからGPS、こういったところの部分で対応しているということでございます。

実際にここはかなり手が込んでおりまして、防犯ブザーの機能がついていますが、ストラップが付いていて、それを引くとブザーが鳴る。鳴ると同時に区役所の中にある専門のスタッフがいるところにつながりまして、強制的に携帯電話が通話できるようになるという形で安全確保をするという仕組みになっているそうです。実際にすごく職員なんかを張り付けたりとか、かなり手が込んだことをやっております、経費は年間で1億6,000万円かかっているそうです。

そういったところで、もう長く構築してきた仕組みとしてやっているということで、今はこれで安定的に運用なされているというふうに伺っております。

また、台東区ではどうするということですが、こちらも神田委員からご指摘がありましたとおり防犯ブザーの貸与はもう従前からやらせていただいておりますし、あと学校安全ボランティアですとか、PTAの皆さん、地域の皆さんでいろいろな見守りをさせていただいたりですとか、あとは交通安全の巡回パトロールなども回して、その辺りのところで包括的に安全管理のほうを進めておりますので、現在のところ、台東区はその中で保っているのかなというふうに考えておるところでございます。

○神田委員 詳しく分かりました。台東区は、以前から学校に着いたらメールに連絡がい

くことをやっていましたが、今はどうなっているのでしょうか。

○**庶務課長** そちらに関しましては、学校到着時、それから学校を出たというところでメールが届くというところに関しては引続き運用を続けております。あと今、もっと広く使っていてましてスクリレもございますが、こちらでいろいろな安全情報なんかも提供なんかもできるような形にしておりますので、その辺で総合的にやっているものでございます。

○**神田委員** 金額の問題もあるかと思いますが、電話もできるわけですね。品川区は20年も続けていて、すばらしいとは思いますが。台東区も十分やっているとは思いますが、キッズケータイはいいですね。

○**指導課長** 委員お尋ねの件名②につきまして、現状のところを申し述べたいと思います。

現在各学校で4時間目の終了時から給食の時間ということで、一般的でありますけれども、概ね5時間目の終業まで1時間程度の時間を空けているところでございます。その中で準備の時間が概ね15分。昼食の時間が20分程度。それから片付けの時間が15分程度、あとは昼休みという形で捉えています。

やはりこのお申出のとおり、子供たちの給食時間を確保することは非常に大きな問題であると捉えておりまして、特に低学年の給食の準備については、こうした準備を教育活動の中で行うことの教育的意義は大事にされながらも、やはりその食べる時間を確保するという点で重要になってきます。

現在学校ではエデュケーション・アシスタントなどの外部人材のほかに、専科教員などを勤務時間に、休憩時間を昼にせずに、昼も勤務時間ということで、給食の指導についても積極的に入るという形で組織的に低学年の給食準備については支援をして進めているものと捉えております。

したがって、20分程度で食べられる、食べられないというのはさすがに個人差もありますけれども、一定程度の時間は確保して、給食を摂食しているというふうに捉えております。

以上でございます。

○**神田委員** そうしますと、学校への働きかけもするということですね。

実際に持参するという事は危険なこともありますし、特にこの暑い時期などは保管するのも大変だと思うので難しいだろうと思います。実際、残菜はかなりあるんでしょうかね。また、おかわりができないぐらい、いっぱい食べてしまうことはないんですよね。

○**指導課長** 先般、学校による過度な給食指導が、時々マスコミ等でも話題になりまして、食べ終わるまで昼休みとか放課後まで食べさせるといった、体罰につながるような事案も報告されているところでございます。そういうところもありまして、最近では無理に食べさせるというようなことは、各学校、行っていないと捉えておりまして、食べられる量を食べられるだけ食べるというようなところの指導を徹底するように今後も進めてまいりたいと考えています。

○**学務課長** 残菜についてですが、手持ちの令和6年度の数値でございますが、小学校の1

食1人当たりでいきますと19gで、中学校が23gになっていまして、いずれも前年度よりは減少をしているという傾向にあります。食品のリサイクルについては、社会の授業の中で児童・生徒に教えているということもありまして、減少傾向にあるということでございます。

○**神田委員** ということは、ちょうどいい量と受け止めたいと思います。

以上です。

○**岩永委員** 件名①、②、両方見ましても、昔と比べるとすごく子供たちを取り巻く環境は改善されているという印象を持っております。

改善されてきた理由は、やはり様々な事情があるのだなと推測します。特に件名1につきましては、子供たちの安全確保の視点のご意見かと思っております。

品川区の事例をお伺いして気づいたことは、やはりキッズケータイの一つの機能として、台東区にないものはGPS機能だと思っております。

社会情勢も含めて、これからどういう世の中になっていくか。子供たちの安全をどう守っていくかということにも注視しながら、将来的にはGPS機能の導入というのも検討の余地はあるかなというように思います。

これはキッズケータイでなくても構わないと思いますので、今後そういった方面の機器の情報収集も進めていく必要があるのではというように考えているところです。

以上です。

○**浦井委員** 今の岩永委員のご発言とちょっと被るんですけども、件名の①についてです。

キッズケータイについて、できるならそれを導入できればよいというのは確かかもしれませんが、ただ通話の必要があるかという点については、使い方の指導なども含めて意見が分かれるところだと思います。

台東区は現在のところ防犯ブザーの貸与ということで、通話機能はないのでその点の問題は起こっていませんけれども、逆に岩永委員がおっしゃったようなGPSの問題も含めて違うところがあって。キッズケータイですとそれに付属した防犯ブザーの紐を引くと、自動的にどこで引かれたかというのも、通信に記録で入ってきますので、そういった意味では何か事件があったときに、どこで起こったかということが、即時とまでは言えなくても把握できます。そのうえ、防犯ブザーで音が鳴っているので、すぐ周りの人が対応できるわけです。こうした防犯の機能は、どこで事件や事故に巻き込まれた可能性があるのか把握できるという意味ではやはり大きいのだと思います。

ですので、今後この防犯ブザーの貸与の中にそういった形のGPSや何かを組み込んでいくなり、キッズケータイと決めなくても何かしら良いものに発展させていくという可能性は残しつつ、ぜひご検討いただきたいなと思います。

岩永委員もおっしゃっていましたが、やはりこのご時世いろいろなことが起こっていて、保護者の不安も大きいかと思います。通う子供たち自身もいろんなものに警戒しろと言わ

れているので、台東区の話ではないですけれども防犯ブザーの紐を握りしめて通っているような子もいるという話すら聞きます。やはりそういった点につきまして、今後ぜひ積極的に対応を考えていただけたらなと思うところです。

要望ですけれども、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

非公開の会議録署名委員につきましては、引き続き神田委員にお願いします。

〈日程第1 議案審議〉

第38号議案

第39号議案

○佐藤教育長 それでは日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

はじめに、第38号議案を議題といたします。

なお、関連する第39号議案についても一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第38号議案、令和8年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、第2回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでございます。

議案の次に付けております内訳書をご覧ください。

歳入でございます。歳入予算を200万円増額し、補正後の総額を266億6,034万1,000円といたします。これはこの後ご説明をいたします。バンビ教育振興基金の積立金でございます。

お手数ですが、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

簡単ですが、補正予算についての説明は以上でございます。

続きまして、第39号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。議案をご覧ください。

本案は、令和8年第2回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出するものでございます。

恐れ入りますが、議案の後ろに添付しております新旧対照表をご覧ください。まず、東京都台東区桑山文化振興基金についてでございます。こちらの基金は区内に本社を置く株式会社桑山からご寄付をいただいたため、基金の額を900万円から1000万円に改めるもの

でございます。

また、新たにバンビ教育振興基金を設立するため、別表に追記いたします。本基金は同じく区内に本社を置く株式会社バンビから、新たに学校教育の振興のために活用してほしいと200万円のご寄付をいただいたため、設立に至ったものでございます。

付則をご覧ください。この条例は公布の日から施行いたします。

お手数ですが議案2枚目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、両議案とも原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第38号議案及び第39号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第40号議案

○佐藤教育長 次に、第40号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第40号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、令和8年3月31日に公布され、4月1日付で施行された、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に準じまして学校医等の補償基礎額を改定するものでございます。

まず、改正内容についてご説明をいたします。13ページの新旧対照表をご覧ください。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額については、都条例の改正に準じまして表のとおり改正をするものでございます。

次に附則につきましては施行日を公布の日からといたしまして、経過措置として、令和8年4月1日以降に事由が発生したものに適用することといたしております。

教育委員会の意見案としては、原案に異存ありませんとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第40号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第41号議案

第46号議案

○佐藤教育長 次に、第41号議案を議題といたします。

なお、関連する46号議案についても、一括して議題といたします。

○生涯学習課長 それでは、第41号議案、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。PDF資料の1ページをご覧ください。

本議案は、令和8年第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

恐れ入ります。PDFの4ページになりますが、新旧対照表の1ページを御覧ください。

こちらは5月22日に開催されました政策会議に諮られた資料でございまして、初めに、施設の構成等、第2条の表になりますが生涯学習センターのリニューアルに伴いまして、東京都台東区立男女平等推進プラザの事業の欄に、第1号と第2号中の「男女平等」の次に「多文化共生」を加えるものでございます。

また、新たな事業として、4号に外国人の相談に関すること、6号に多文化共生の推進に関する活動を行う団体及び個人の支援に関することを加えます。

次に、使用料、第7条2項中の新旧対照表の2ページになりますが、その別表(1)東京都台東区立学習館の中の、マルチメディアルームのほうを削除いたします。

なお、付則ですが、本条例は、台東区教育委員会規則で定める日から施行いたします。

恐れ入ります。PDFの2ページにお戻りいただきまして、議案の2枚目をご覧ください。教育委員会の意見の案としましては本委員会としては原案に異存はありませんといたしました。

ご説明は以上でございます。

続きまして、第46号議案、東京都台東区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。PDF資料の6ページをご覧ください。

本議案は先ほどの条例改正でご説明いたしました、リニューアルに伴うマルチメディアルームの廃止や付帯設備の変更等により改正を要するものなど、生涯学習センターの施設に関し規定の整備を図るために提出するものでございます。

恐れ入ります。PDFの10ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。主な修正内容を申し上げます。はじめに第6条第5項のマルチメディアルームの文言を削除いたします。

次に別表2でございます。種別の照明設備を追加いたします。また、2ページから3ページをご覧くださいまして、音響設備・その他の設備は備品ごとにセンターのリニューアルオープンに向けて修正を行います。新たに追加する主な備品は、PDF12ページになりますが、録画用機器と電子黒板になります。

備考の4では、ミレニアムホール使用時の舞台スタッフの増員が必要となる場合、「増員分の人件費については使用者の負担とする」を追記するものとなります。

ご説明は以上でございます。2議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○岩永委員 教えていただきたいことがあります。新しく入った、設備の使用料の算出基準です。他の地区の使用料と比較してどうなのかということです。高いのか、お安いのか。この点について教えてください。

○生涯学習課長 機材につきましては、その導入に関わった経費と、やはり他自治体のほうの同様のもの、全く同じではないですけども、そのような使用料を参考にしまして決めた状況でございます。それなので、極端に高いとかそういったものはないかなと考えております。

○岩永委員 それでは、区民の方々が利用しやすい使用料設定というふうに受け止めてよろしいですか。

○生涯学習課長 ご指摘のとおりでございます。

○浦井委員 細かいことの話ですけども、一つ教えていただきたくて。ピアノのほうで、使用料が出ているんですけど、ピアノのフルコンサートは特別で9,000円だというのは分かるんですけど、ピアノの1と2というのは、これは何か具体的な違いがあつての価格の差があるのか。参考までに教えていただけたらと思うんですけども。

○生涯学習課長 今ご指摘いただきましたピアノ1(フルコンサート)はミレニアムホールにあります、スタインウェイのピアノになります。

そしてピアノ1(練習用)・2(練習用)についてです。ピアノ1(練習用)はグランドピアノなんですけれども、練習用でリハーサル室に置いてあるものですが、ちょっとピアノのお値段が多少やはり違うということもございまして、設定額としてこのような形でやっていくものでございます。

○浦井委員 そうすると、ピアノ1(練習用)はグランドピアノで、ピアノ2(練習用)のほうはアップライトとかなんでしょうか。

○生涯学習課長 上からいきますと、ピアノ1(フルコンサート)はグランドピアノになります。ピアノ1(練習用)は練習用グランドピアノです。ピアノ2はアップライトピアノとなります。

ご説明が不足しまして申し訳ありません。

○浦井委員 すみません、分かりました。ありがとうございました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第41号議案及び第46号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第42号議案

第53号議案

○佐藤教育長 次に、第42号議案を議題といたします。

なお、関連する53号議案についても、一括して議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、第42号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。PDFページの14ページをご覧ください。

本議案は、令和8年第2回区議会定例会に、議会の議決に付する議案として提出するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして提出するものでございます。

恐れ入ります、PDFの17ページ、新旧対照表をご覧ください。こちらは5月22日に開催された政策会議に諮られた資料でございまして、別表1の第2条関係、(2)の表の施設の名称及び位置、小島社会教育館の所在地を変更するものでございます。改築によりまして、入口が変更となるため所在地を変更するものになります。

なお、付則ですが、本条例は台東区教育委員会規則で定める日から施行いたします。

恐れ入ります、本議案の2枚目、PDFの15ページにお戻りいただきまして、教育委員会の意見案としましては、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

ご説明は以上でございます。

続きまして、第53号議案、台東小島ビル整備工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。PDFの18ページをご覧ください。

本議案は、第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき提出するものでございます。

1ページ先のPDFの20ページになりますが、ご覧いただきまして、契約内容が記載されている資料のページをご覧ください。初めに項番1、契約の目的は記載のとおりで、項番2の契約方法は随意契約となります。

次に項番3、契約の金額は税込金額で25億3,000万円でございます。

最後に項番4、契約の相手方は、新日本建設株式会社東京支店でございます。

恐れ入ります、議案の2枚目、PDFの19ページをご覧ください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

ご説明は以上でございます。2議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第42号議案及び第53号議案については、原案どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第43号議案

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 イ

○佐藤教育長 次に、第43号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のイについても一括して議題といたします。

庶務課長、説明及び報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは初めに報告事項こども性暴力防止法日本版DBSについてご説明をいたします。資料は3をご覧ください。

はじめに1、目的でございます。学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法は、学校や保育所などで子供に接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する仕組み（日本版DBS）の導入等により、子供への性暴力を未然に防ぐことを目的としております。

次に対象事業者及び対象事業でございます。対象事業者は、(1)の学校設置者等と(2)の民間教育保育等事業者の二つがあり、(1)の学校児童福祉施設等の設置者は、この法律で義務対象となる法定事業者となります。対象事業は、小・中学校、幼稚園、認定こども園等、資料の表のとおりでございます。

(2)の民間教育保育等事業者は、申請により国の認定を受けることによって、当該事業者が法律の対象となる任意の事業者でございます。認定を受けることで、こまもろうま

ーク、国が定めた公式のロゴマークでございますが、こちらの使用により利用者の信頼を得られること、また法的な性犯罪歴の照会権限により法的に調査をすることが可能となります。対象事業は専修学校、放課後児童クラブ、一時預かり事業、学習塾など、表のとおりでございます。

続きまして、3、対象事業者の責務等でございます。（1）の学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務につきましては、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めること、児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護すること。（2）の国の責務といたしましては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするために、必要な情報の提供、制度の整備、また、政策の実施をすることとなっております。

続きまして、4、対象事業者に求められる措置等でございます。こちらは（1）初犯防止策と、（2）再犯防止策について、合わせて4点でございます。

まず、初犯防止策として、①こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置、②被害が疑われる場合の措置、③教員等の研修の3点。再犯防止策として、④対象となる性犯罪前科の有無の確認となっております。再犯防止策である犯罪事実確認は、事業者が子供と接する事業従業者について、雇入れや配置転換の際に過去の性犯罪歴の確認を行うものでございます。

教員や保育士等、常に子供と接する職種は一律に確認の対象となります。また、事務職員や用務員、幼稚園の園バスの運転手など、子供と継続的に接触する可能性があるものについては、実態に応じて現場の判断で対象にできるとされています。

また、現職の教職員等につきましては、法の施行後3年以内に確認を行うこととなっております。

次に5、犯罪事実確認の対象となる性犯罪（特定性犯罪）でございます。確認の対象となる犯罪は、刑法に定められた犯罪など、資料に記載のとおりとなっております。

最後に6、今後の予定でございます。本年12月25日の法の施行に向けまして、制度の周知や施行後の確認手続きの実施等について情報収集に努めつつ、準備を進めてまいります。

報告事項についての説明は、以上でございます。

続きまして、第43号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。議案をご覧ください。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会に意見を求められているため、提出したものでございます。

議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。こども性暴力防止法の施行に向け、第13条の2に、新たに児童対象性暴力等の防止に関する規定を加えます。

施行日は法の施行日と同じ令和8年12月25日でございます。

お手数ですが、議案の2枚目にお戻りください。教育委員会の意見案として原案に異存

ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 こども性暴力防止法についてですけれども、今後、取組を進めていくということですね。大変重要で、今後きっちり進めていかなきゃいけないことだと思います。一つは面談や調査などで未然に防ぐことが大切です。相談しやすいような相談体制づくりや、児童との面談は、台東区でいつ、何回、どのようなところでやるのなど、具体的なことは今後考えていくのでしょうか。

もう一つは再犯防止についてです。採用するとき、3年間の間にきちんとやれば、その異動も問題ないんでしょうけども、漏れる場合もあるかもしれませんので、異動をするときにどのようなチェックの方法で確認をするのか。分かっている範囲で、教えていただけたらと思います。

○庶務課長 まず初めの面談等のところでございますが、こちらにつきましては神田委員からもご指摘がありましたとおりで、これから詳細に関してはがっちり決めていかなきゃいけないところでございます。

そのあたりは、実際に確認の対象とするところ、先ほど申し上げた、常時接触する職員ではない者だけでも対象とすべきかどうかというところで、検討が必要な者といったところの、そういった確認の範囲の設定ですとか、実際にその面談、その他の安全の体制の整備というのはどういうふうにすればいいのかとか。あと実際にこの確認の手続きも、どのように具体的にやっていくのか。こういったところがまだ、実は国から示されていないところも多分ございまして、そのあたりのところの情報収集もしながら、今後準備を進めてまいりたいというところでございます。

それから、そういった形で進めていく中で、異動のことがございましたけれども、こちらの確認のほうで、今申し上げたようにまだ法が施行された後3年以内のところになっているんですが、すぐにできるかどうかはまだ分かっておりません。国のほうでも、結局これは全国的に同時によいどんで始まりますので、いつの時期にそういった確認の作業ができるのか。今示されている中だと、実際に常勤でいる職員に関して調査の依頼をかけると、2週間から1か月、確認された回答が返ってくるまでかかると。さらに外国籍の方になると、1か月から2か月間かかるなんていうことも言われています。そうなりますと、一斉に始まった場合に3年で終わるのかというところ。今、国のほうではそれを都道府県単位で順番を決めてやろうか等、そういったことも検討はされているようですので、そういったところにも合わせてやっていくようになります。

異動に関しましては、そういった手続きを一旦踏んだ者に関しては、5年間は大丈夫というふうになっていますので、内部で分かっているれば大丈夫な状態になりますが、それが

切れるところではまた確認が必要という状況です。

○**神田委員** 詳しく教えていただきましてありがとうございます。

性犯罪というのは、子供たちにとっては大きなダメージになりますし、性癖を持っている人たちを子供たちに近づけない、採用しないということを徹底して行っていくように、今後ぜひお願いしたいと思います。

○**岩永委員** この案件の根底にあることは、やはり子供たちの安全を守る。決して起こしてはならない事案ですよね。

ところが、現実として、日本全国、報道されている事案も含めて、本区も含めて、事案が発生しています。誠に残念な状況であります。

それを防ぐために、まず基盤となるのが法整備で、その基盤がこれによってスタートできたということになろうかと解釈しております。

これは、法整備したら終わりではなくて、あくまでスタートであって、これをいかに機能させていくかが私たち行政の仕事だと考えているところです。神田委員がおっしゃられたとおり、様々なステップがあって、まず採用・異動の場面、採用した教職員・スタッフが、それをいかに大切なことと受け止めて、日々の仕事の中で進めていくか。そのための研修の充実が不可欠です。それから調査の部分も大切です。きちんと職務が行われているかどうかのチェックの部分です。行うべきことがたくさんあると思いますので、これを機能させるために、庶務課だけの所管とするのではなく各課がそれぞれの課の責任分担の中でチェックすることが必要と考えております。

教育委員会総出でチェック体制を整えていくことが必要です。本区には都費の教員、それから民間委託している事業もたくさんあります。都の教員はある程度研修システムとかチェック体制が整いつつあるのですが、委託業者への働きかけ等って非常に難しい問題だなと思っています。委託業者と契約の段階で研修等の規定はあるはずですがその実施状況は教育委員会で把握しておく必要があるかと思っています。こうした点も踏まえて、国の整備方針と合わせて、区としてのトータルな対策を進めていく必要があるのと考えているところです。

これから大変な作業になると思いますし、それを実行するにはさらに苦勞することがあるかと思いますが、心してぜひ進めていただきたいと思います。以上でございます。

○**庶務課長** まさに今岩永委員におっしゃっていただいたとおり、すごくやることがたくさんあります。ただ、情報がまだ十分じゃないところもございます。あと、もう全ての人に関わる話になりますので、区の人事のところとも当然に連携を取らなきゃいけませんし、ましてこの情報はかなりデリケートな情報になりますので、これを誰が見ることになるのか。またそれを見ることができる人があまりいたずらに多いというわけにもいかなかったりします。

そういったところで、実際に職員を雇用していくというところでの課題もありますし、管理の問題もありますし、手続きとしてどういうふうに区としてやるのかというところも

ございますので、そのあたりはよく関係各所と調整しながら考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○岩永委員 ぜひ成果につなげるという強い意志を持って進めていただければと思います。

○川崎委員 一つ質問ですけど、日本版DBSがこれから整備されて、こういうことが義務化されていくというのは非常によく分かるんですが、現状ってどうされているんですか。全くここはノーチェックで採用されているという状況なのでしょうか。

○指導課長 東京都の教員採用にあたりましては、当然その性被害の前科者等については当然採用のときに、そういうことは今までないというところは面接の中でも確認をした上での採用ということになります。

その上でなんですけれども、やはり学校現場は子供たちの最前線になりますので、教員を含めですけれども、そういった状況から子供たちを守るというような責務を負っているものと理解しております。

先ほど神田委員から、その早期発見も含めてどういった対応をしているのかというところのお話がありましたが、学校としてこれまで東京都教育委員会、区教委も含めてですけれども、連携しながら、性暴力の撲滅というところで、さんざん進めてきたところでございます。子供たちからの情報としては、指導も含めてですけれども、性被害に遭わないよということ、学校で校長から指導したり、あるいは東京都と連携してそういった被害に遭っていないかというのを投書して報告できる制度もこれまで進めてまいりました。併せて、教職員の研修につきましても、定期的な研修のほかにも、長期休業においても性暴力の防止というようなところで、これまでも力を入れてやってきたところでございます。

そうした意味におきましても、台東区としてもこうした性暴力に関する被害というのは、教員、大人は絶対に起こしてはならないという決意を持って臨んでいるところでございますが、様々な外部の方が学校に協力しながら、教育活動を展開している部分もございまして、そういったところについても、管理職を中心に万全の体制を進めながら、これからはしっかりと進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○佐藤教育長 いいですか。

○川崎委員 はい。大変よく分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第43号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

なお、教育長報告の報告事項、庶務課のアについても、報告どおり了承願います。

〈日程第1 議案審議〉

第47号議案

第48号議案

第49号議案

○佐藤教育長 次に、第47号議案を議題といたします。

なお、関連する第48号議案及び第49号議案についても、一括して議題といたします。

教育施設担当課長、説明をお願いします。

○教育施設担当課長 それでは、第47号議案から第49号議案まで一括してご説明いたします。

議案の1ページをお開きください。第47号議案、駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。

本議案は来る第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき案件として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため提出するものでございます。

契約の内容につきましてご説明いたします。3ページをお開きください。まず項番2、契約の方法は制限付一般競争入札。

項番3の契約の金額は、税込金額で24億6,400万円。

項番4、契約の相手方は、ナカノフドー・三ツ目・丸運特定建設工事共同企業体でございます。

恐れ入ります、2ページにお戻りください。教育委員会の意見案としまして、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、恐れ入ります、4ページをお開きください。第48号議案、駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。

本議案は、来る第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため提出するものでございます。

契約の内容につきましてご説明いたします。6ページをお開きください。項番2の契約方法は制限付一般競争入札後、随意契約。

項番3の契約の金額は、税込金額で5億9,950万円。

項番4の契約の相手方は、ティーク・山美津特定建設工事共同企業体です。

恐れ入ります、5ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、恐れ入ります、7ページをお開きください。第49号議案、駒形中学校及び北上野こどもクラブ大規模改修、空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取につ

いてご説明いたします。

本議案は、来る第2回区議会定例会に議会の議決に付すべき議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の意見を求められているため提出するものでございます。

契約の内容につきましてご説明いたします。9ページをお開きください。項番2、契約の方法は制限付一般競争入札後の随意契約。

項番3、契約の金額は税込金額で6億4,724万円。

項番4、契約の相手方は、暁飯島・ヒトシ特定建設工事共同企業体です。

恐れ入ります、8ページにお戻りください。教育委員会の意見案としまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上になります。いずれの議案ともよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○川崎委員 48号と49号は制限付一般競争入札後の随意契約とあって、これ、落ちなかったのですか。

○教育施設担当課長 制限付なので3回入札を行う形になりますが、落ちないということで、金額が近かったもので価格交渉という形になります。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございます。

現在、設備業者が本当にいないので、多分ご苦労されていると思うのですが、今日前半で見たものも4倍ぐらいかかっているという仮設校舎だったので、ご苦労があるかと思いますが、適正な価格で発注できるように、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第47号議案、第48号議案、及び第49号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第50号議案

第51号議案

○佐藤教育長 次に、第50号議案を議題といたします。

なお、関連する第51議案についても、一括して議題といたします。

教育施設担当課長、説明をお願いします。

○教育施設担当課長 それでは、第50号議案から第51号議案まで一括してご説明いたしま

す。議案の10ページをお開きください。

第50号議案、御徒町台東中学校仮校舎設置その他工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。

本議案は、来る第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため、提出するものでございます。

契約内容につきましてご説明いたします。12ページをお開きください。項番2、契約の方法は制限付一般競争入札後、随意契約。

項番3、契約の金額は税込金額で6億3,030万円。

項番4、契約の相手方は新協建設工事株式会社です。

恐れ入ります、11ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、恐れ入ります、13ページをお開きください。第51号議案、御徒町台東中学校仮校舎設置その他空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。

本議案は、来る第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき教育委員会に意見を求められているため、提出するものでございます。

契約の内容につきましてご説明いたします。15ページをお開きください。項番2、契約方法は、制限付一般競争入札。

項番3、契約の金額は、1億7,050万円です。

項番4、契約の相手方は、株式会社小林衛生工務店です。

恐れ入ります、14ページにお戻りください。教育委員会の意見案としまして、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。いずれの原案とも、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○岩永委員 先ほど、午後一番に行った東泉小学校の仮校舎の価格に比べて、結構安く見積もられているのですが、契約代金で収まりそうですか。

○教育施設担当課長 今回の仮校舎につきましては、金額の分担がございまして、教育委員会教育施設担当が全額負担ではございません。

まず、今回の御徒町台東中学校の大規模改修工事につきましては、校庭に仮設校舎を建てるスペースがないということで、近くにあります旧柳北小学校に移転するという方式をとりました。

旧柳北小学校は今現在、1階部分だけ浅草橋こどもクラブさんが運用しておりまして、2階・3階・4階部分はいろいろな課が倉庫として使用している状況です。平成30年に蔵前小

学校が仮校舎として使って以来、まったく改修していない状況でしたので、かなり手を入れなければいけないという状況になり、この金額になりました。

ただ、御徒町台東中学校部分ではこの金額ですけれども、それ以外に建物自体のコンクリートが老朽化していることと、屋上防水や外壁面の補修だとか、別の所管課での対応が含まれておりまして、総額で約10億円となりました。

○岩永委員 それでは、既存の建物を改修して仮校舎に使うので、この予算で収まるということでしょうか。

○教育施設担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○岩永委員 分かりました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第50号議案、及び第51号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第52号議案

○佐藤教育長 次に、第52号議案を議題といたします。

教育施設担当課長、説明をお願いします。

○教育施設担当課長 それでは、第52号議案、柏葉中学校プール及び蓋改修工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。議案の16ページをお開きください。

本議案は、来る第2回区議会定例会に、議会の議決に付すべき議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため提出するものでございます。

契約の内容につきまして、ご説明いたします。18ページをお開きください。項番2、契約方法は制限付一般競争入札。

項番3、契約の金額は、税込金額で2億3,650万円。

項番4、契約の相手方は大三工事株式会社でございます。

恐れ入ります、17ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第52号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第54号議案

○佐藤教育長 次に、第54号議案を議題といたします。

教育施設担当課長、説明をお願いします。

○教育施設担当課長 第54号議案、金曾木小学校什器の買入れについての意見聴取についてご説明いたします。議案の1ページをお開きください。

本議案は、来る第2回区議会定例会の議決に付すべき提案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため提出するものでございます。

契約の内容につきましてご説明いたします。3ページをお開きください。項番3、買入れの方法は制限付一般競争入札。

項番4、買入れの金額は1億1,572万円です。

項番5、買入れの相手方は株式会社芳明堂です。

恐れ入ります。2ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。本議案につきましてよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 ちょっと聞き逃していたら申し訳ないんですけども、こちらの什器の買入れの「什器」というのは、具体的にはどういったものを指していच्छやるのか。もし可能であれば、お分かりになる範囲でいいので教えていただければと思います。お願いします。

○教育施設担当課長 主に、机やロッカー、会議用テーブル、折りたたみイス、校長室や教員室の机などです。学校の備品全てを買換えるという金額でございます。

○浦井委員 ありがとうございます。全てそういった意味での買換えということで分かりました。ありがとうございます。

○岩永委員 こういった什器の購入に関しまして、学校の意見とか要望なんかはどの程度反映されているのでしょうか。

○教育施設担当課長 購入前に学校側からヒアリングを行いまして、大規模改修に見合った什器の買入れを行います。

○岩永委員 分かりました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第54号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第55号議案

○佐藤教育長 次に、第55号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは第55号議案、金曾木小学校厨房機器の買入れについての意見聴取についてご説明をいたします。PDF4ページが議案でございます。

本案も第2回区議会定例会に議決に付すべき提案として提出をするにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、意見聴取のために提出をするものでございます。

契約内容についてご説明をします。6ページをご覧ください。項番3の買入れ方法は制限付一般競争入札。

項番4の買入れの金額は税込3,960万円。

項番5の相手方は株式会社中西製作所東京支店でございます。

PDF5ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。議案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第55号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第56号議案

○佐藤教育長 次に、第56号議案を議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、第56号議案、生涯学習センター什器の買入れについての意見

聴取についてご説明いたします。PDFのページの7ページをご覧ください。

本議案は、来る令和8年第2回区議会定例会に議会の議決に付すべき議案として提出するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求められているため提出するものでございます。

恐れ入りますが、2枚先のPDFの9ページをご覧くださいまして、買入れ内容が記載されているページになります。初めに、項番1、買入れ目的は生涯学習センター業務用の什器の買入れを行うものでございます。

次に項番2、買入れの品目は什器一式となりまして、主なものといたしましては各会議室、研修室等で使用する机椅子等の備品となります。

次に項番3、買入れの方法は制限付一般競争入札でございます。

次に項番4、買入れの金額は税込金額で4,948万6,800円でございます。

次に項番5、買入れの相手方は、今月の5月13日の入札によりまして、落札業者、株式会社大坂屋で現在仮契約中でございます。

議案資料の2ページ目のPDF8ページになりますが、お戻りいただきまして、教育委員会の意見案としましては、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第56号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件については以上になります。

その他、何かご発言等がございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時11分 閉会